

令和5年12月12日

(p c)
組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありました。

つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

一部改正の概要

地位承継の届出手続きに関して、営業又は業の譲渡による場合を追加した。

なお、施行期日は令和5年12月13日